

税務アップデート 四季報

第52回

高速道路料金のインボイス対応

令和5年10月開始のインボイス制度下で、3万円未満の課税仕入れについては、一定事項を記載した帳簿のみの保存では仕入税額控除ができなくなり、売手交付のインボイスが必要となります。

3万円未満の少額取引のうち、特にETC等の高速道路料金に関するインボイスの交付・保存対応に注意が必要です。

1. 現金クレジットで高速料金を支払うケース

◎受け取る領収書等をインボイスとして保存

高速道路を利用する場合、ETC（Electronic Toll Collection System：自動料金収受システム）により料金を支払う場合と直接、料金所において現金やクレジットカードで支払う場合があります。

令和5年10月開始のインボイス

ス制度において、料金所で直接支払いをする場合は、宛名の記載を省略した適格簡易請求書が利用者に交付される予定です。利用する事業者は、適格簡易請求書として交付される「領収書」、または、クレジットカードの「利用証明書」を保存すること、仕入税額控除を受けられることとなります。

2. 現行制度の概要

ETCゲートを通過すれば、高速道路の利用料金は自動で決済され、登録したクレジットカードの利用として後日預金から引き落としがされます。この場合には、ゲートで高速道路の領収証（簡易適格請求書）は発行されません。この場合、消費税の仕入税額控除は、別途、WEB上の「ETC利用照会サービス」に登録して、その利用した期間ごとの利用証明書を電子インボイスとして交付してもらうこととなります。

ETCゲートを通過した場合には、一定期間ごとにWEB上の「ETC利用照会サービス」において「利用証明書」を保存することで、高速道路料金につ

いて仕入税額控除を受けることができます。

このWEB上からダウンロードできる「利用証明書」は「電子取引」として取り扱われ、改正電子帳簿保存法では、法人税・所得税法上の所得計算上損金ないし必要経費として控除するためには、紙に印字しての保存が認められます。（令和6年1月以降）しかし、消費税の仕入税額控除のためには、従来どおり紙に印字しての保存は可能です。

◆「ETC利用照会サービス」の「利用証明書」（電子インボイス）の保存方法

消費税の仕入税額控除（AまたはB）
A：「利用証明書」の電子データを保存（電子帳簿保存法要件を充足）
B：同電子データを出力して紙保存（整然明瞭な状態で保存）
電子帳簿保存法の電子取引
・「利用証明書」の電子データを保存（電子帳簿保存法要件を充足）

◆登録に必要なもの

項目	ETC利用照会サービス
1. 検索期間	利用証明書・利用証明書走行明細確認…過去15か月間
2. 対象走行	ETC無線走行・非無線走行
3. 検索可能カード枚数	一度に最大10枚 (1ユーザーIDで10枚登録可能)
4. 出力機能	利用証明書（PDFファイル）、 利用明細（PDFファイル、CSVファイル）
5. 利用証明書検索方法	【初回登録時】 メールアドレス、ユーザーID（任意）、パスワード（任意）、ETCカード番号、利用年月日（任意の一日）、車載器管理番号、車両番号、秘密の質問・答えを入力 【登録後】 ID・PWを入力してログイン、過去15か月分を自動表示。 検索期間、車両番号、ETCカード番号を指定しての検索も可

3. ETC利用照会サービスの概要

事前に登録のETCカードで利用した走行について、サービスを利用する日から15か月前までの利用明細をインターネット上で確認できるサービスです。

来年10月から必要不可欠となりますので、早めに登録して慣れおきましょう。

（税理士 光廣 昌史）

あなたの経営羅針盤

Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
お申込みはHPから
URL: <https://www.office-m.co.jp/>

第4回 そここが知れたかった! 税務・会計セミナー

最新版『インボイス制度への対応』について

令和5年10月1日から導入される「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」は、課税事業者にとっても免税事業者にとっても事業の大小にかかわらず全ての事業者に影響する消費税法にわたる大改革です。この制度を理解して、来るべき日に備えることが肝心です。本セミナーでは、インボイス制度の内容、経過措置など詳しく解説します。これからの税制対応を一緒に勉強しましょう。（4月に開催した内容を令和4年10月末時点の情報をもとに解説します。）

◆日時 2022年11月18日（金）13:30～16:00
◆講師 代表取締役・税理士 光廣 昌史・取締役・税理士 中山 昌実
◆会場 原則オンライン配信となります
※ご来場による参加は、10名程度まで受け付けます。
てらまちビュー空槽（12階）広島市中区寺町5番20号 広島城南リバーサイド3LD

◆参加費 一般 2,000円（税込）
◆お問合せ 株式会社オフィスミツヒロ 総合企画部/下田・利田